

普天間飛行場代替施設建設事業に係る 公有水面埋立承認申請書

審査結果(案)

平成25年12月23日(月)

土木建築部海岸防災課

農林水産部漁港漁場課

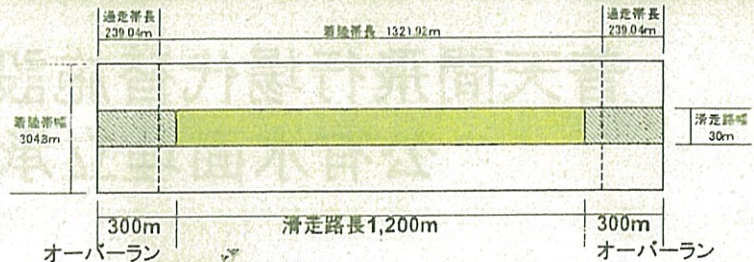
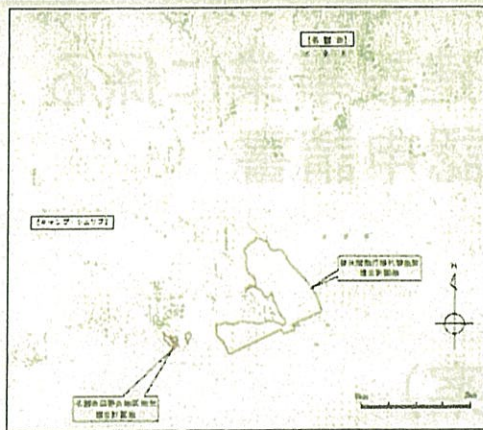
1

1 申請書(事業)の概要 ～普天間飛行場代替施設建設事業～

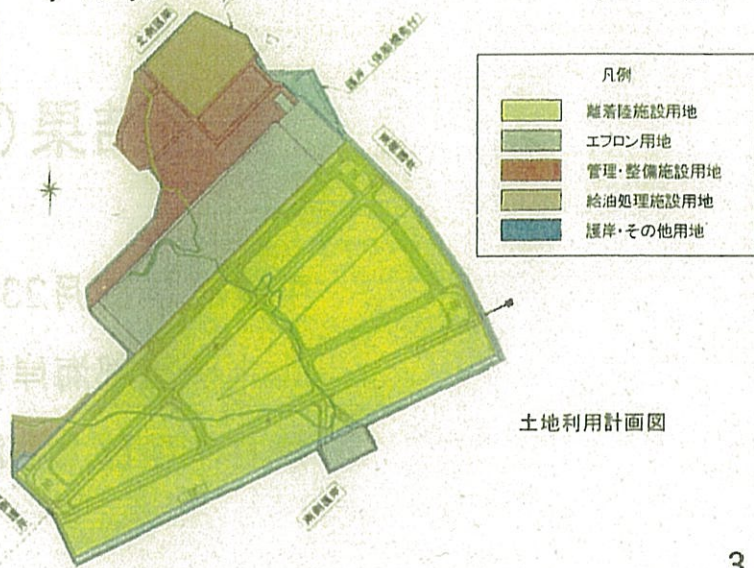
出願人・代表者	沖縄防衛局 局長 武田 博史
埋立面積(合計)	約157.1ha (1,571,328.93m ²)
普天間飛行場代替施設	約152.5ha (1,525,434.31m ²)
名護市辺野古地区地先	約4.6ha (45,894.62m ²)
埋立地の用途	
普天間飛行場代替施設	普天間飛行場代替施設の建設に供する埋立地
名護市辺野古地区地先	普天間飛行場代替施設建設の作業ヤードに供する埋立地 ※作業ヤード使用終了後は、地元の要望を踏まえ、緑化対策等に努めるとともに、住民の憩いの場として活用する。
埋立地の土地利用計画	
普天間飛行場代替施設	
1)離着陸施設用地	着陸帯、滑走路、誘導路、ヘリパッド、航空保安施設
2)エプロン用地	駐機エプロン、燃料給油エプロン、弾薬搭載エプロン、洗機場
3)管理・整備施設用地	管理棟、管制塔、格納庫、消防署 等
4)供給処理施設用地	航空機燃料施設、汚濁処理施設、倉庫 等
5)護岸・その他用地	外周護岸、護岸(係船機能付)、場周道路
名護市辺野古地区地先	
1)作業ヤード用地	
2)護岸用地	
埋立てに用いる土砂等の種類及び土量	約20,620千m ³ 海砂(約580千m ³)…沖縄島周辺から購入 岩ズリ(約16,440千m ³)…沖縄島、九州、瀬戸内周辺から購入 山土(約3,600千m ³)…辺野古ダム周辺等
埋立てに関する工事の施行に要する期間	約5年

2

1 申請書（事業）の概要 ～土地利用計画（埋立本体）～

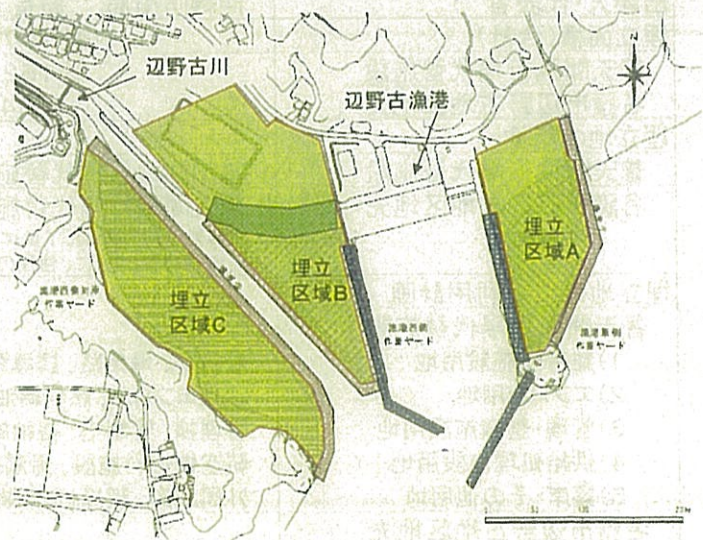
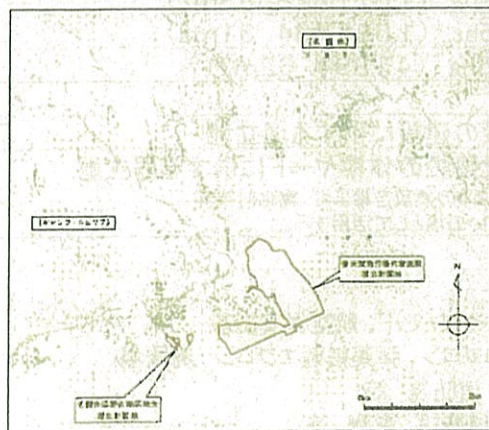


区分	全体面積 (ha)	埋立区域 (ha)	埋立区域外 (ha)
離着陸施設用地	126.3	94.6	31.7
エプロン用地	30.4	16.7	11.7
管理・整備施設用地	23.3	16.6	6.7
給油処理施設用地	10.7	10.1	0.6
護岸・その他用地	14.0	12.5	1.5
合計	204.7	152.5	52.2

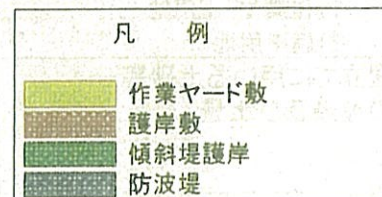


土地利用計画図

1 申請書（事業）の概要 ～土地利用計画（作業ヤード）～



区分	全体面積 (ha)	埋立区域 (ha)	埋立区域外 (ha)
作業ヤード敷	6.7	4.0	2.7
護岸敷	0.6	0.6	0.0
合計	7.3	4.6	2.7

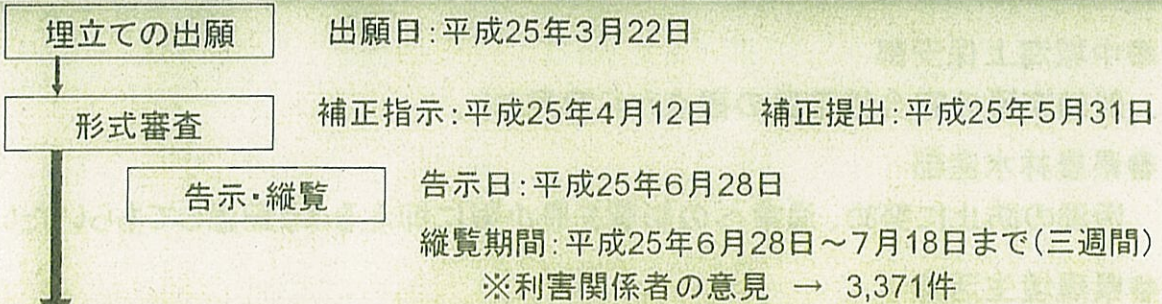


土地利用計画図

(参考) 普天間飛行場代替施設建設事業 改変区域概略



2 これまでの経緯 (出願以降の手続き)



内容審査	現地確認	平成25年8月13日※土建部(8名)、農水部(6名)、環境部(7名) 中城海上保安部及び農林水産部:平成25年9月30日
	関係機関の意見	名護市長:平成25年11月27日 環境生活部:平成25年11月29日
<p>沖縄防衛局と計4度質疑を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1次質問(31項目73問) 平成25年10月4日(送付) → 10月26日(回答) ○ 2次質問(20項目73問) 平成25年11月8日(送付) → 11月20日(回答) ○ 3次質問(12項目28問) 平成25年12月4日(送付) → 12月10日(回答) <p>※その他、名護市長意見(4項目31問)及び環境生活部意見への見解も求めた</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4次質問(7項目7問) 平成25年12月12日(送付) → 12月17日(回答) 		

3 利害関係者の意見

意見書	件数	備考
受付総数	3,572	期間外 61件
期間内 H25/6/28~7/18 (当日消印有効)	3,511	同一利害関係者の複数回提出 96件 住所・氏名未記載、英語表記 44件
意見書件数	3,371	否定的意見 3,343件 肯定的意見 20件 その他意見 8件
名護市在住	188	名護市に在住している者又は団体
県内在住	1,140	名護市以外の県内に在住している者又は団体
県外在住	2,035	県外の国内に在住している者又は団体
国外在住	8	国外に在住している者

※ 団体からの意見書は1件として計上

※ 同一の利害関係者から複数回意見が提出されている場合は1件として計上

7

4 関係機関の意見

●中城海上保安部

船舶交通の安全性確保の観点から意見なし。

●県農林水産部

汚濁の防止に努め、漁業への影響を最小限に抑えるよう配慮してもらいたい。

●県環境生活部

当該事業に係る環境影響評価書に対して述べた知事等の意見への対応状況を確認すると、当該事業の承認申請書に示された環境保全措置等では不明な点があり、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できない。

●名護市長

当該事業に係る公有水面埋立について、事業者である国は「環境保全への配慮は適正であり、環境保全の基準又は目標との整合性も図られていると判断した」としていますが、環境保全に重大な問題があり、沖縄県知事意見における指摘のとおり、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能であると考え、本事業の実施については強く反対いたします。

8

5 内容審査において審査すべき6項目

法で定められている条件

1 法の承認基準への適合状況 (公有水面埋立法第4条第1項各号)

- (1) 国土利用上適正かつ合理的か(第1号)
- (2) その埋立てが環境保全及び災害防止について十分配慮されているか(第2号)
- (3) 国又は地方公共団体の法律に基づく計画に违背していないか(第3号)
- (4) 公共施設の配置及び規模が適正か(第4号)
- (5) 出願人、処分計画について(分譲埋立の場合に限る)(第5号)
- (6) 出願人の信頼性、資金計画等について(第6号)

2 利害関係者との調整状況 (公有水面埋立法第4条第3項及び第10条)

- (1) 法第5条の権利者(水面に関する権利者)
- (2) 法第10条の施設(埋立てに関する工事の施行区域又はその付近に設置された施設等)

通知に基づき審査する項目

3 埋立ての必要性

- (1) 必要理由
- (2) 埋立地の規模

4 公益上の観点からの特別な事由の有無

免許禁止基準(法第4条第1項各号)にすべて適合している場合であっても、公益上の観点から免許(承認)すべきでない判断される特別な事由がないか

5 既存の埋立権との関連

- (1) 既存の埋立権に係る埋立区域に重複していないか
- (2) 既存の埋立権に係る埋立区域に接続してなされる新たな埋立てにあつては、それに伴って既存の埋立権に係るものの設計の概要の変更又は、埋立区域の縮小が必要となっていないか
- (3) (2)の「必要となっている」場合においては、別途設計の概要の変更の許可申請等必要な手続がなされていて、その内容と新たな埋立てに係る内容とが整合しているか

6 その他

- (1) 埋立区域等の範囲の妥当性 (2) 区域分割の妥当性

6 審査結果 ～法で定められている条件～

1 法の承認基準への適合状況(法第4条第1項各号)

公有水面埋立法	代替施設建設に供する埋立て	作業ヤードに供する埋立て
【法第4条第1項第1号】国土利用上適正かつ合理的であること	○	○
【法第4条第1項第2号】その埋立てが環境保全及び災害防止について十分配慮されていること	○(△)	○
【法第4条第1項第3号】埋立地の用途が土地利用又は環境の保全に関する国又は地方公共団体の法律に基づく計画に违背していないこと	○	○
【法第4条第1項第4号】埋立地の用途に照らし公共施設の配置及び規模が適正であること	○	○
【法第4条第1項第5号】出願人が公共団体その他政令をもって定めるもの(法人)である場合の処分計画について	対象外	対象外
【法第4条第1項第6号】出願人が埋立てを遂行するに足る資金及び信用を有するものであること	○	○

2 利害関係者との調整状況(法第4条第3項及び法第10条)

【法第5条】水面に関する権利の同意	○	○
【法第10条の施設】工事の施行区域等に設置された施設等の設置者の同意	○	△

6 審査結果 ～通知に基づき審査する項目～

3 埋立ての必要性

審査項目	代替施設建設に供する埋立て	作業ヤードに供する埋立て
必要理由(動機、公有水面を廃止するに足る価値があるか、用途に照らして適切な場所か等)	○	○
埋立地の規模(用途及び土地利用からみて、埋立地の規模が適正か)	○	○

4 公益上の観点からの特別な事由の有無

法第4条第1項各号にすべて適合している場合であっても、公益上の観点から承認すべきでないとは判断される特別な事由がないか	○	○
---	---	---

5 既存の埋立権との関連

既存の埋立権に係る埋立区域に重複していないか等	該当なし	該当なし
-------------------------	------	------

6 その他

埋立区域等の範囲の妥当性(陸域と公有水面の境界を、春分又は秋分の日の満潮位としているか等)	○	○
---	---	---

11

6 審査結果

- 公有水面埋立承認申請書について、公有水面埋立法第4条第1項第1号から6号に定められている承認基準、国の通知に基づく審査基準等への適合状況について審査を行った。
- 申請書では、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合していないとは言えない。
- なお、承認する場合には、事業者が予定している環境保全措置等を確実に実施させるため、専門家・有識者等を委員とする環境監視等委員会(仮称)を設置し助言を受けることや、環境に関する特別な取り決めを締結すること、さらに、国、県、関係市町村等を構成員とする協議会等を設け対策の実施状況を把握することなどを留意事項として附すことが必要となる。
- 利害関係者との調整状況については、名護漁業協同組合の同意を得ていることや、公益上又条件を付すべき利害関係者は存在しないため、特段の影響はないものと判断できる。
- 留意事項の詳細は別添のとおりである。

12

6 留意事項

- ① 工事の実施設計について事前に県と協議を行うこと。
- ② 実施設計に基づき環境保全対策、環境監視調査及び事後調査などについて詳細検討し県と協議を行うこと。なお、詳細検討及び対策等の実施にあたっては、各分野の専門家・有識者から構成される環境監視等委員会(仮称)を設置し助言を受けるとともに、特に、外来生物の侵入防止対策、ジュゴン、ウミガメ等海生生物の保護対策の実施について万全を期すこと。また、これらの実施状況について県及び関係市町村に報告すること。
- ③ 事業者である国は、米国政府と環境に関する特別な取り決めを締結するなどの実効性のある方法により、米軍基地から派生する環境問題の未然防止と米軍基地周辺地域の生活環境及び自然環境の保全について万全を期すこと。また、併せて、国、県、関係市町村等を構成員とする協議会等を設置し、以下の事項を実施すること。

・本施設の供用に伴い米軍等が実施する環境保全対策の実施状況を定期的に把握する。

・本施設の供用に伴い航空機騒音や低周波音など環境保全上の問題等が生じ又は生じるおそれがある場合に改善対策を米軍と協議する。